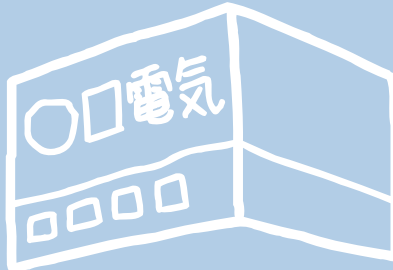
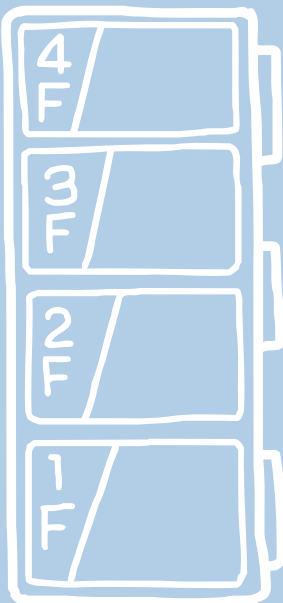
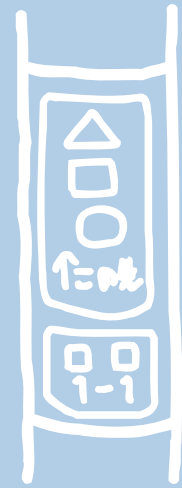


**川越市
屋外広告物
条例のしおり**

令和3年7月改定版



abcde

川越市

はじめに

私たちの住む街や郊外の道路沿いなどには、ポスターや立看板、広告塔や広告板など大小を問わず多種多様な屋外広告物が出されています。

優れたデザインセンスのある屋外広告物は身近な情報源として有益であるとともに、街に賑わいや活気をもたらしますが、その反面、無秩序、無制限に出されると広告としての本来の役割を果たさないばかりか、自然や街のもつ美しさを著しく損なうことになります。

また、その設置や管理が適切に行われないと、落下や倒壊によって思わぬ災害を招くこともあります。

そこで、川越市では、屋外広告物法とこれに基づく川越市屋外広告物条例により、屋外広告物について必要な規制を行っています。

この「しおり」は、市内で屋外広告物を出す場合のルールを理解していただくことを目的として作成したものです。

川越市景観計画による行為の届出

川越市景観計画では、よりきめ細やかに景観形成を図る必要がある地域として「都市景観形成地域」を指定しています。当該地域に屋外広告物を掲出しようとする場合は、形態やデザインが周辺のまち並みに調和するものであることを確認するため、事前に「景観計画区域内における行為の届出」をしていただく必要があります。

目 次

屋外広告物とは？	2
許可の手続き	3
屋外広告物の規制	5
許可の基準	9
適用除外の屋外広告物	13
屋外広告業の登録	15
地区制度	17
その他の事項	18

屋外広告物とは？

屋外広告物とは、^①常時又は一定の期間継続して ^②屋外で ^③公衆に表示されるものであって看板、立看板、はり紙又ははり札並びに広告塔、広告板、建物^④その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます。

商店に出される看板のような商業広告だけでなく、非営利的なものであっても、これらの要件を満たしているものであれば、その表示する内容にかかわらず、屋外広告物に該当します。

具体的には次のとおりです。

① 「常時又は一定の期間継続して」

一定の情報を公衆に伝達する時間的、場所的継続性（定着性）があることを意味します。

1日1時間でもそれが継続して一定の場所に掲出されると該当します。移動式の広告物でも、数時間一定の場所に表示されていれば屋外広告物になります。

② 「屋外で」

建築物等の外側にあるということを意味します。

③ 「公衆に表示されるもの」

単に不特定多数に対して表示するという意味ではなく、建物の管理権等から総合的に判断されます。

例えば、建物の外側に表示されているものであっても、駅構内等で利用者（入場者等）に対して表示される広告などは該当しません。

また、「表示」するとは、一定の観念やイメージなどが表示されていることをいいます。

④ 「その他の工作物等」

元来、屋外広告物の表示、掲出することを目的としないものをいいます。例えば、煙突、塀のようなものや、工作物とはいえない岩石、樹木などを意味します。

許可の手続き

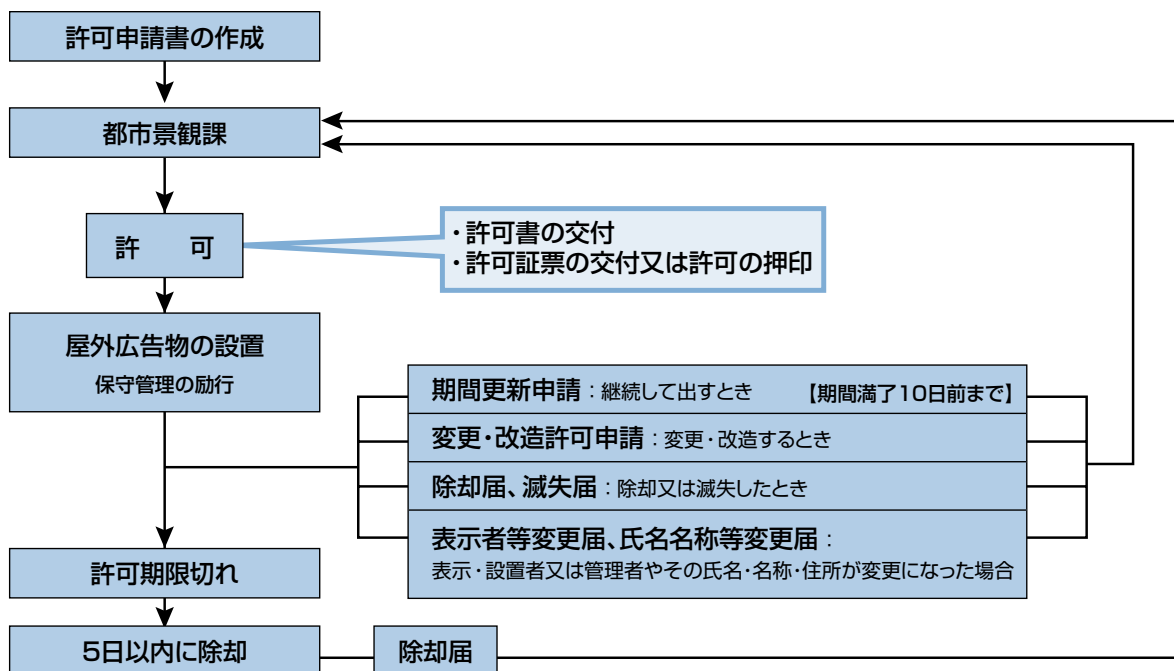
川越市内で屋外広告物を掲出する場合には、許可が必要です。また、変更・改造する場合には許可が必要です。許可期間満了後、継続して屋外広告物を掲出する場合には、更新の手続きが必要です。

広告の表示を依頼する方（広告主）、広告物の設置場所を貸している方（地主、建物所有者）は、当該広告物が許可を受けているか、確認してください。

許可の手続きは次のとおりです。なお、許可を要しないで掲出できる屋外広告物もあります。

許可の手続き

1 許可申請の流れ



2 許可申請に必要な書類等

- ① 許可申請書（都市景観課ホームページからダウンロードできます。）
- ② 設置場所と周囲の状況がわかる図面及び写真
- ③ 形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩などに関する仕様書又は図面
- ④ 他人の所有、又は管理する土地や物件に出す場合は、その許可書又は承諾書
- ⑤ 屋外広告物の管理者を設置する場合は、その者の資格等を証する書面又はその写し
- ⑥ 屋外広告物等点検結果確認書（既に設置されている広告板等に広告物を表示することになった場合、許可期間を更新する場合に提出）
- ⑦ 手数料（窓口にて現金で納付）

3 申請に先立ち必要な手続き

屋外広告物の許可手続きの前に、他法令に基づく許可などを先にとっていただく場合があります。

(1) 他人の所有又は管理する土地や物件に出す場合

他人（法人を含む）の所有又は管理する土地や物件（建物や電柱など）に屋外広告物を出す場合は、あらかじめ、その土地・物件の所有者や管理者の同意を得る必要があります。

(2) 他の法令による手続きが必要な場合

次以外にも、許可等が必要な場合があります。

① 屋外広告物の高さが4 mを超える場合

工作物の確認（建築基準法） →川越市建築指導課又は指定確認検査機関

② 屋外広告物を道路上に出す（又は出る）場合

道路占用の許可（道路法） →道路管理者（国、県、川越市道路環境整備課）

道路使用の許可（道路交通法） →埼玉県川越警察署（設置工事の際など）

■ 許可手数料と許可期間

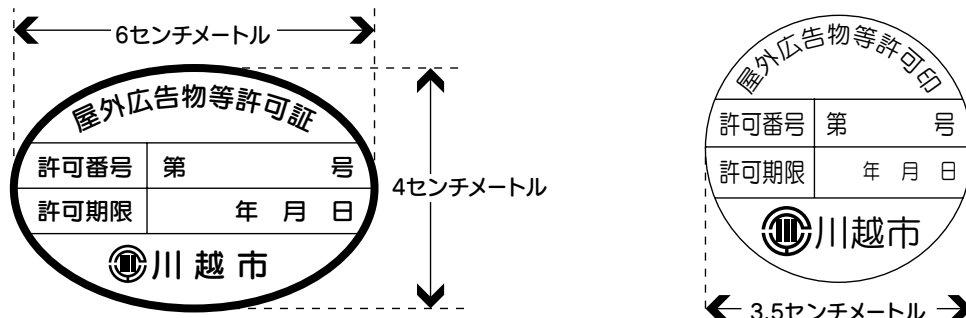
屋外広告物はその種類によって許可手数料と許可期間が定められています。

種 類	単 位	金 額	許可期間	
広告塔、広告板、サインポール	1基の表示面積1平方メートルにつき	350円	3年以内	
紙製又は布製の立看板	1個につき	170円	1ヶ月以内	
前記以外の立看板	1個につき	350円	1ヶ月以内	
掛看板	1個につき	700円	1年以内	
広告幕	1張りにつき	350円	3ヶ月以内	
広告旗	1本につき	350円	1ヶ月以内	
電柱、街灯柱その他これらに類するものの利用広告（はり紙及びはり札を除く）	1個につき	350円	3年以内	
標識利用広告	1個につき	170円	3年以内	
アドバルーン	1個につき	1,750円	3ヶ月以内	
アーチ利用広告	1基につき	3,500円	3年以内	
はり紙	50枚につき	350円	1ヶ月以内	
はり札	10枚につき	350円	1ヶ月以内	
自動車利用 広 告	広告宣伝自動車を利用するもの	1台につき	2,000円	3年以内
	その他のもの	1台につき	800円	3年以内

※ 面積や枚数等に端数がでた場合は切り上げます。

■ 許可証票等

許可を受けると許可証票（シール）を交付します。許可を受けた屋外広告物に貼付してください。なお、張り紙など証票のなじみにくいものには許可の押印をします。



屋外広告物の規制

屋外広告物については、

- ① 良好な景観の形成と風致（自然のもつ美しさ）の維持
- ② 公衆に対する危害の防止

以上の2点から、規制を行っています。

具体的には、広告物それ自体とこれを表示するための広告板や広告塔などの物件（以下「屋外広告物」と称します。）の大きさや、高さ、数量やその維持管理などについて規制しています。

■ 全ての屋外広告物に共通するルール

1 禁止屋外広告物

- ① 著しく汚染したり、退色したり、塗料等の剥離したもの
- ② 著しく破損したり、老朽したもの
- ③ 倒壊や落下のおそれのあるもの
- ④ 信号機や道路標識などに類似するものとこれらの効用を妨げるようなもの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

①～⑤のいずれかに該当する屋外広告物は、禁止屋外広告物となり出すことが禁止されています。もし出されている場合は、表示・設置者又は管理者が直ちに除却等しなければなりません。

※ 過剰な輝度や点滅、動光（文字を流れるように表示すること）などは、住環境や道路交通の安全等を阻害することが懸念されます。光害対策ガイドライン（環境省）、電光式屋外広告物設置ガイドライン（埼玉県）等に沿った周辺への配慮が必要になります。

2 共通基準

- ① 同系統の中間色を使用することにより色調を整えてあること。
- ② 蛍光塗料、発光塗料又は反射塗料を使用していないこと。
- ③ 裏面及び側面が美観を損なわないものであること。

■ 自家広告物と一般広告物

自家広告物とは自己の事業所等の建物やその敷地内に自己の氏名や名称、事業内容などを表示するものです。

自己の事業所等以外の場所に同様の広告物を出す場合は、一般広告物と呼びます。

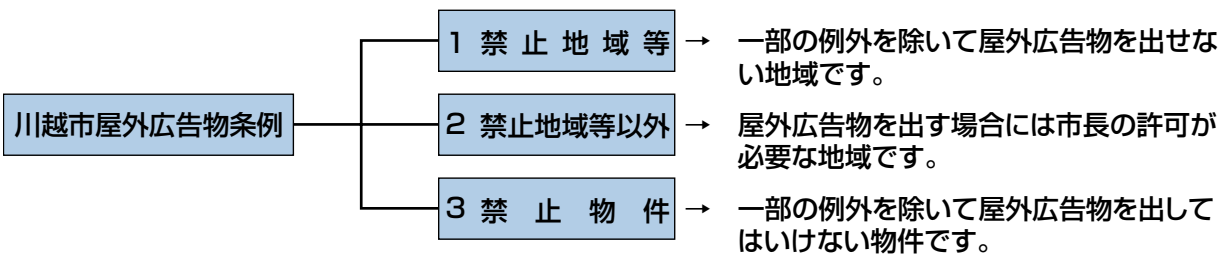
同じ内容の屋外広告物でも、自家広告物と一般広告物では取扱いが異なります。

区 分	禁止地域等	禁止地域等以外
自家広告物	一定基準までは許可不要で出せます。 許可を受けると基準が緩和等されます。	左に同じ
一般広告物	出すことはできません。 (一部の例外あり)	許可を受ければ一定基準まで出せます。

■ 屋外広告物を出してはいけない地域・物件

良好な景観の形成や風致の維持、公衆への危害防止のため、特定の地域や場所では屋外広告物を出すことを原則として禁止しています。

また、信号機や街路樹など屋外広告物を出してはいけない物件も定められています。



このように屋外広告物を出すには制約がありますが、個人の住宅の表札や商店などが店に出す看板など、私たちが日常生活を営む上で最小限必要なものについては広範囲に例外を認めています。(これを「適用除外」といいます。)

適用除外となる屋外広告物については、禁止地域等、禁止地域等以外あるいは禁止物件に関する規制が緩和されます。その扱いについては13、14ページに書いてありますのでお読みください。

1 禁止地域等

美しい街並みなど、特に良好な景観形成への配慮や風致の維持が必要な地域や場所、あるいは都市公園や学校など屋外広告物を出すことが好ましくない所などを禁止地域等としています。

禁止地域等では一般広告物は出せません。川越市では、次の地域、場所を禁止地域等として指定しています。(令和3年7月現在)

詳しくは、都市景観課までご確認ください。

- ① 文化財保護法により指定された建造物とその周囲100m以内の地域や史跡、名勝、天然記念物として指定等された地域(喜多院、東照宮、日枝神社、大沢家住宅、河越館跡、旧山崎家別邸)
- ② 都市公園法に基づく都市公園
- ③ 関越自動車道及び首都圏中央連絡自動車道(一般国道468号)、東日本旅客鉄道、東武鉄道及び西武鉄道の市内全区间
- ④ 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、生産緑地地区、伝統的建造物群保存地区
- ⑤ 市民農園整備促進法に基づく市民農園(川越市ふれあい農園)
- ⑥ 埼玉県文化財保護条例により指定された建造物とその周囲100m以内の地域や史跡、名勝、天然記念物として指定等された地域(氷川神社社殿、古尾谷八幡神社社殿、川越城跡他)
- ⑦ 関越自動車道及び首都圏中央連絡自動車道(一般国道468号)の路端から両側500m以内の区域(路面高以下の空間を除く)
- ⑧ 河川、湖沼の区域
- ⑨ 駅前交通広場(川越駅東口、川越駅西口、鶴ヶ島駅西口、新河岸駅東口、新河岸駅西口)
- ⑩ 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館、火葬場、公衆便所の建造物とその敷地
- ⑪ 延床面積200㎡以上の博物館、美術館、病院の建造物とその敷地
- ⑫ 古墳及び墓地
- ⑬ 社寺、教会の建造物とその敷地

2 禁止地域等以外

禁止地域等を除く市内全域です。

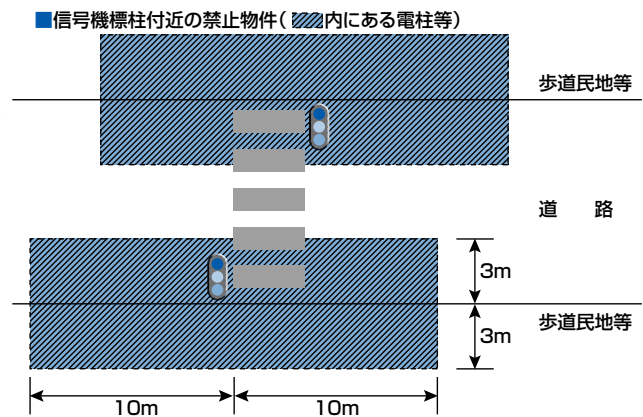
3 禁止物件

屋外広告物を出すことによって良好な景観を妨げたり、風致を害したり、あるいはその物件が本来持っている機能や効用を害することになる物件は、屋外広告物を出してはいけない物件としています。

これを禁止物件といいます。禁止物件は次のとおりです。

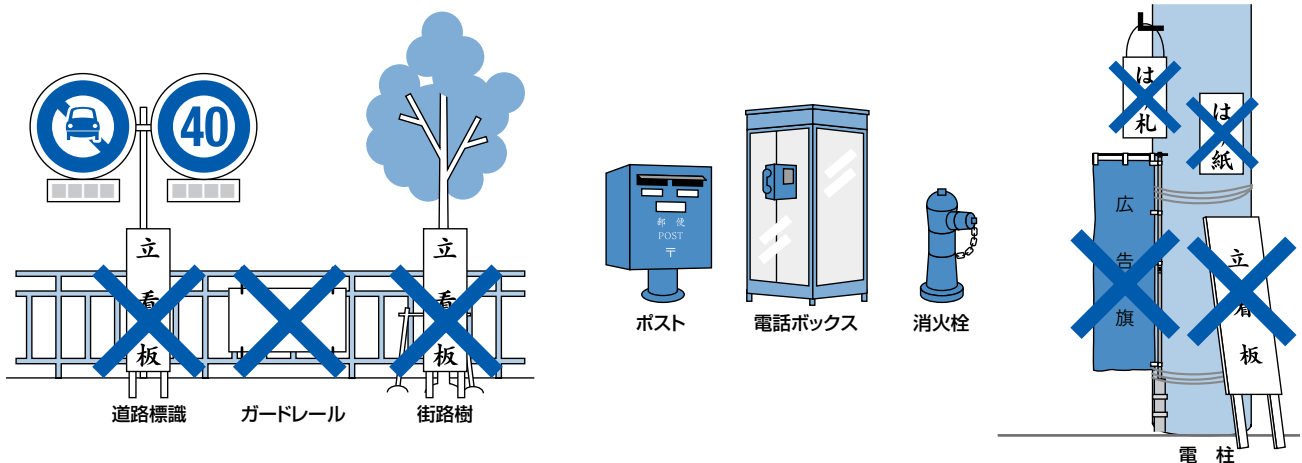
(1) 全広告種別の表示又は設置を禁止する物件

- ① 橋りょう（歩道橋を含む）、トンネル、高架構造物、分離帯
- ② 石垣、擁壁
- ③ 街路樹、路傍樹
- ④ 信号機、道路標識、ガードレール、駒止め、里程標
- ⑤ 信号機の設置された標柱の下端から道路に沿って前後10mまでの地点の両側3m以内にある電柱、街灯柱、その他これらに類するもの
- ⑥ 消火栓、火災報知機、火の見やぐら
- ⑦ 郵便差出箱、電話ボックス、路上変電塔
- ⑧ 送電塔、送受信塔、照明塔、展望塔
- ⑨ 煙突、ガスタンク、水道タンク、その他のタンク
- ⑩ 形像、記念碑



(2) 立看板、はり紙、はり札、広告旗のみの表示又は設置を禁止する物件

国道、県道の市内の全区間、市道の全区間及びこれに面する場所にある電柱、街灯柱等



許可の基準

■ 一般広告物の基準

1 建物を利用して出される屋外広告物の基準

(1) 屋上利用広告

- ① 表示面積の合計は、建物の全壁面面積の10分の1以下であること。

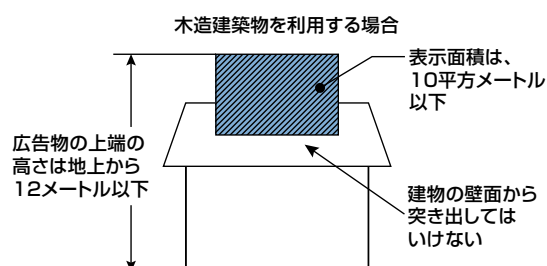
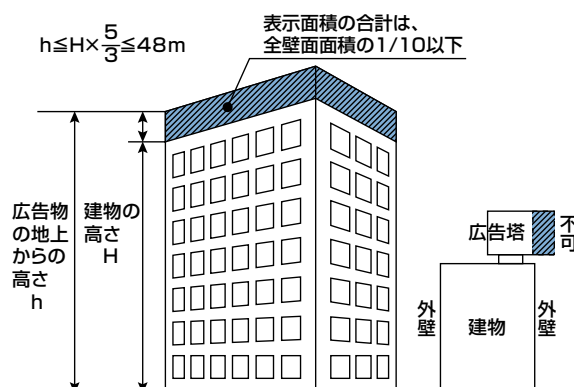
なお、複数の屋外広告物(自家広告物を含む)を出す場合は、その合計面積がこの基準以下であること。

ただし、壁面面積の10分の1が10㎡に満たない場合は、10㎡以下であること。

- ② 屋外広告物の上端の高度は、地上から軒高の3分の5以下で、かつ、48m以下であること。

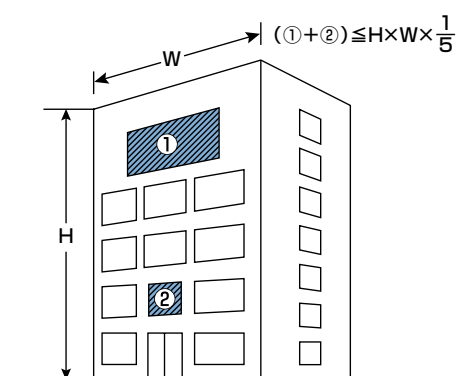
ただし、3分の5が12mに満たないときは、地上から12m以下であること。

- ③ 建物の壁面から突き出さないこと。
④ 建物が木造の場合は、右図のとおり。



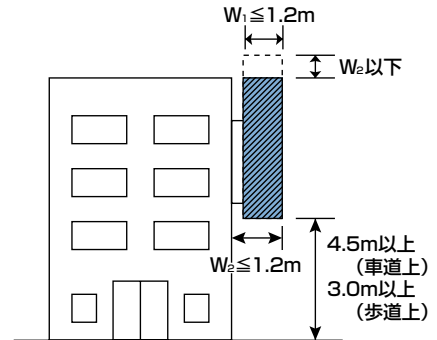
(2) 壁面利用広告

- ① 表示面積は、屋外広告物を出す壁面の面積の5分の1以下であること。
② 同一の壁面に複数の屋外広告物(自家広告物を含む)を出す場合は、その合計面積が①の基準以下であること。
③ 3階以上の階にある開口部の全部または一部をふさいで表示し、設置しないこと。



(3) 突き出し広告

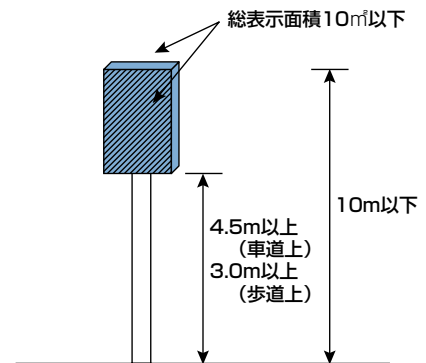
- ① 壁面からの突き出し幅は1.2m以下であること。
- ② 上端の高さが壁面の高さを超える場合は、超える部分の高さは壁面からの突き出し幅以下であること。
- ③ 道路上に出る場合は、下端の高さが歩道上にあっては路面から3m以上、車道上にあっては路面から4.5m以上であること。



※道路上に出す場合は、道路法の許可も受けなければなりません。

2 建物から独立して出される屋外広告物の基準 (サインポール、広告板、広告塔)

- ① 総表示面積は $10m^2$ 以下であること。
表裏2面以上に表示する場合は、各面の壁面の合計が $10m^2$ 以下であること。
- ② 上端の高さは、地上から10m以下であること。
- ③ 道路上に出る場合は、下端の高さが歩道上にあっては路面から3m以上、車道上にあっては路面から4.5m以上であること。
- ④ 用途地域が定められていない土地の区域にあっては、使用されている色のうち面積が最大なものの彩度（産業標準化法に基づく日本産業規格Z8721に規定する彩度の表示方法によるもの）が6を超えないこと。



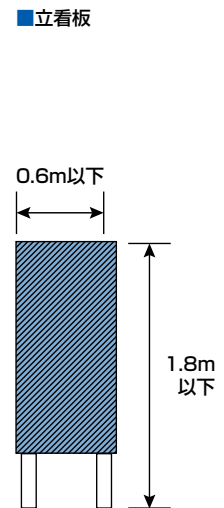
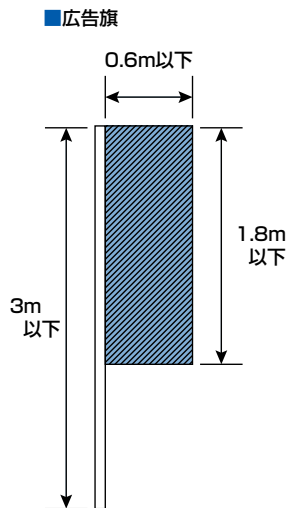
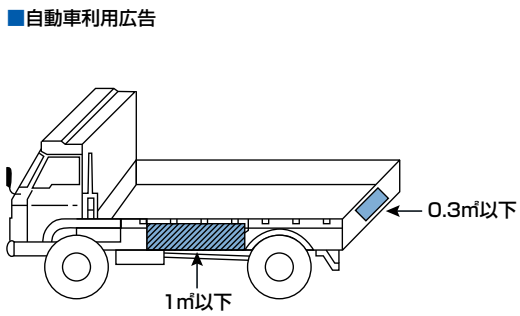
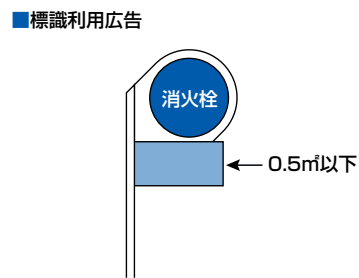
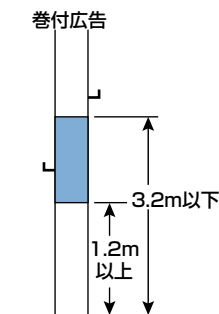
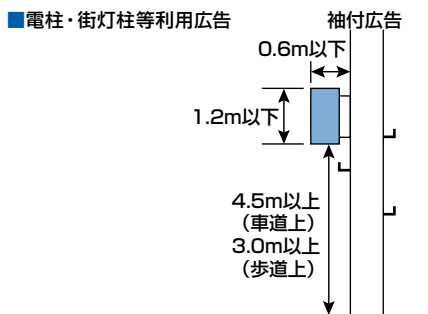
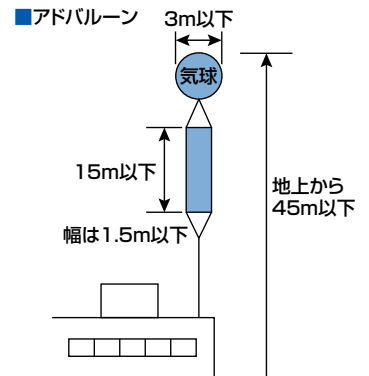
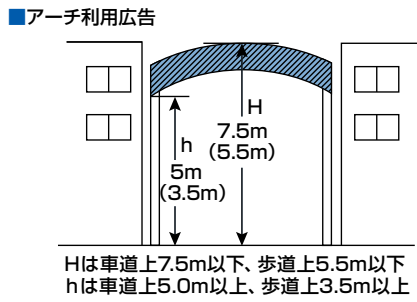
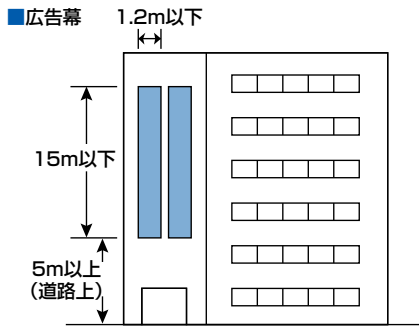
※道路上に出す場合は、道路法の許可も受けなければなりません。

※サインポールとは、広告板、広告塔のうち一本の柱で設置されているものをいいます。

3 その他の屋外広告物の基準

屋外広告物の種類		許可基準	
掛 看 板	表 示 面 積	2㎡以下	
	路面から下端までの高さ	歩道上3m以上、車道上4.5m以上	
広 告 幕	長 さ ・ 幅	15m以下×1.2m以下	
	路面から下端までの高さ	5m以上	
広 告 旗	表示面の縦の長さ・幅	1.8m以下×0.6m以下	
	高 さ	3m以下	
	そ の 他	道路上に突き出していないこと。表示者の連絡先の明示	
立 看 板	長 さ ・ 幅	1.8m以下(脚部含)×0.6m以下	
	そ の 他	表示者の連絡先の明示	
は り 紙	表 示 面 積	1㎡以下	
は り 札	表 示 面 積	1㎡以下	
	そ の 他	表示者の連絡先の明示	
電柱・街灯柱等 利用広告	袖付広告	縦 の 長 さ	1.2m以下
		出 幅	0.6m以下
		路面から下端までの高さ	歩道上3m以上、車道上4.5m以上
	巻付広告	上 端 の 高 さ	地上から3.2m以下
		下 端 の 高 さ	地上から1.2m以上
ア ド バ ル ー ン	気 球 の 大 き さ	直径3m以下	
	広告幕(網)の長さ・幅	15m以下×1.5m以下	
	上 端 の 高 さ	地上から4.5m以下	
ア ー チ 利 用 広 告	路面から上端までの高さ	歩道上5.5m以下、車道上7.5m以下	
	路面から下端までの高さ	歩道上3.5m以上、車道上5m以上	
	支 柱 部 の 広 告	下端が地上から1.2m以上、上端が地上から3m以下	
標 識 利 用 広 告	表 示 面 積	0.5㎡以下	
自 動 車 利 用 広 告	広 告 宣 伝 用 自 動 車	広告宣伝用自動車であること	
	そ の 他 の も の	表示面積が各側部1㎡以下、後部0.3㎡以下	

※「広告宣伝用自動車」とは、車検証の「車体の形状」欄に「放送宣伝用」又は「広報車」と記載された特殊用途車両です。



適用除外の 屋外広告物

適用除外の屋外広告物の種類と内容、そして禁止地域等での取扱いは次のとおりです。

このうち、自家広告物については次の頁に基準を掲載してあります。

△許可が必要な場合もある

屋外広告物の区分	内 容	禁止地域 等でも 出せる	禁止物件 でも 出せる	立看板等の 禁止物件 でも出せる	許可不要 で 出せる	守るべき基準や条件など
法令の規定により表示する広告物	建築基準法、道路法、その他の法令の規定に基づき表示するもの	○	○	○	○	
選挙運動のために表示する広告物	公職選挙法による選挙運動期間中に、同法の規定に基づき表示するもの	○	○	○	○	
国等が表示する広告物	国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示するもの	○	○	○	○	次のいずれにも該当する場合は協議が必要 ・ 建造物又はその敷地以外の場所に表示し、又は設置されるもの ・ 表示し、又は設置しようとする期間が1年を超えるもの ・ 上端の高さが地上から10mを超え、又は表示面積が10㎡を超えるもの
寄贈者名を表示するための広告物	公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示するもの	○	○	○	○	表示面積は、表示方向から見た施設等の面積の20分の1以下で、かつ0.5㎡以下
自家広告物	自己の氏名、名称、店名、若しくは商標又は自己の事業の内容を、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示するもの	○	×	×	△	次頁の基準表による
管理用広告物	自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの	○	×	×	○	1個の表示面積は2㎡以下であること
禁止物件の管理用広告物	禁止物件にその所有者等が管理上の必要に基づき表示するもの	○	○	○	-	1個の表示面積は2㎡以下であること
禁止物件の自家広告物	禁止物件にその所有者等が自己の氏名、名称、店名、事業内容などを表示するもの	×	○	×	×	石垣、擁壁→5㎡以下 送電塔、展望塔、ガスタンクなど→15㎡以下
冠婚葬祭等の広告物	冠婚葬祭、祭礼のため一時的に表示するもの	○	×	○	○	
催し物用の広告物	講演会、展覧会、音楽会等のために、その会場の敷地内に表示するもの	○	×	×	○	
タクシーに表示される広告物	他者の屋外広告物を表示するもの	○	-	-	○	表示面積は、各側部1㎡以下、後部は0.3㎡以下
バスに表示される広告物	他者の屋外広告物を表示するもの	○	-	-	○	表示面積は、底部を除く3/10以下で、窓、ドア等のガラス面は不可
自己の自動車又は貨物自動車に表示するもの	自己の氏名、店名、会社名等及び商標、商品名等を表示するもの	○	-	-	○	
人、動物、車両、船舶に表示する広告物	人、動物、車両（自動車を除く）及び船舶を利用して表示するもの	○	-	-	○	
公共掲示板に表示する広告物	地方公共団体が設置する公共掲示板に、その団体の許可等を得て表示するもの	○	-	-	○	
案内用の広告物	公共目的又は公衆の利便に供する目的のために示す道標、案内図板など	○	×	×	×	許可が必要 表示面積は10㎡以下
営利を目的としない立看板など	政治、労働、宗教等の営利を目的としない活動のための立看板、はり紙、はり札、広告旗	×	×	○	○	・ はり紙又ははり札の表示面積は1㎡以下、立看板(脚部を含む)又は広告旗(表示面に限る)は縦1.8m以下、横0.6m以下 ・ 広告旗は高さが3m以下で、道路上に突き出さないこと ・ 表示の始期と終期を明示。立看板、はり札、広告旗の場合は、表示者の氏名、住所も明示。 ・ 表示期間は15日以内
工事現場の仮囲いに表示される広告物	宣伝を目的とせず、周囲の景観に調和した絵又は写真	○	×	-	○	工事施工者等の氏名、名称、店名、又は商標を表示する場合は、仮囲いの平面積の20分の1以下であること
ガスタンク、水道タンクなどのタンクに表示される広告物	宣伝を目的とせず、周囲の景観に調和した絵又は写真	×	○	-	×	

■ 自家広告物の基準

自家広告物の面積や高さなどの計算の方法は一般広告物と同じです。

広告物の種類とその基準	地域区分 許可の要否	禁止地域等での基準		禁止地域等以外での基準		
		許可不要で出せる	許可を得れば出せる	許可不要で出せる	許可を得れば出せる	
建物を利用して出す広告	屋上を利用するもの	表示面積	5㎡以下	全壁面面積の1/10以下、ただし、1/10が10㎡未満の場合は10㎡以下（木造建築物の場合は10㎡以下）	全壁面面積の1/10以下、ただし、1/10が10㎡未満の場合は10㎡以下（木造建築物の場合は10㎡以下）	
		上端の高さ	地上から10m以下	地上からの高さが軒高の5/3以下で、かつ48m以下。ただし、5/3が12m未満の場合は12m以下（木造建築物の場合は地上から12m以下）	地上からの高さが軒高の5/3以下で、かつ48m以下。ただし、5/3が12m未満の場合は12m以下（木造建築物の場合は地上から12m以下）	
		その他	広告物自体の高さは2m以下 壁面から突き出さないこと	壁面から突き出さないこと	壁面から突き出さないこと	
	壁面を利用するもの	表示面積	総表示面積の合計 5㎡以下	総表示面積の合計 10㎡以下	一壁面につき、その壁面面積の1/5以下	
		上端の高さ	軒高以下	軒高以下	制限なし	
		その他	3階以上の階にある開口部の全部又は一部をふさがないこと	3階以上の階にある開口部の全部又は一部をふさがないこと	3階以上の階にある開口部の全部又は一部をふさがないこと	
	突き出すもの	表示面積	3㎡以下	6㎡以下	制限なし	制限なし
		上端の高さ	軒高以下	壁面高を超える場合は、突き出し幅以下	壁面高を超える場合は、突き出し幅以下	壁面高を超える場合は、突き出し幅以下
		壁面からの突出幅	1m以下	1.2m以下	1.2m以下	1.2m以下
		下端の高さ	制限なし	歩道上→3.0m以上 車道上→4.5m以上	制限なし	歩道上→3.0m以上 車道上→4.5m以上
その他		道路には突き出さないこと		道路には突き出さないこと		
建物から独立して出す広告	サインポールの類	表示面積	2㎡以下	1基あたり7㎡以下	1基あたり10㎡以下	1基あたり60㎡以下
		上端の高さ	地上から7m以下	地上から10m以下	地上から10m以下	地上から10m以下
		設置基数	1基	2基以下	2基以下	制限なし
		下端の高さ	制限なし	歩道上→3.0m以上 車道上→4.5m以上	制限なし	歩道上→3.0m以上 車道上→4.5m以上
		その他	道路には突き出さないこと		道路には突き出さないこと	
	広告塔	表示面積	1基あたり5㎡以下	1基あたり10㎡以下	1基あたり10㎡以下	サインポールと同じ
		上端の高さ	地上から4m以下	地上から5m以下	地上から5m以下	
	設置基数	広告板、広告塔それぞれ1基であること	広告板、広告塔それぞれ1基であること	広告板、広告塔それぞれ1基であること		
掛看板	表示面積	1㎡以下	2㎡以下	2㎡以下		
広告幕	長さ	10m以下	15m以下	15m以下		
	幅	1m以下	1.2m以下	1.2m以下		
広告旗	表示面積等	縦1.8m以下、横0.6m以下	2㎡以下	2㎡以下		
	高さ	3m以下	3m以下	3m以下		
	その他	道路には突き出さないこと	道路には突き出さないこと	道路には突き出さないこと		

屋外広告業の登録

川越市内で屋外広告業を営むためには、川越市の登録を受けなければなりません。

屋外広告業を営むとは、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置の営業を行うことで、元請け・下請けといった形態の如何は問いません。（単に屋外広告物の印刷、製作等を行うだけで、実際に屋外広告物の表示等を行わない場合は、屋外広告業に該当しません。）

※ 登録先は事務所等の所在地を管轄する県・市ではなく、屋外広告物を表示・設置する地点を管轄する県・市です。

1 屋外広告業の登録（本登録）

埼玉県に登録を受けていない方が川越市内で屋外広告業を営む（川越市のみを営業域とする）場合は、川越市屋外広告物条例施行規則第22条において規定される登録申請書に必要な書類を添え、川越市都市景観課へ申請してください。登録手数料として10,000円が必要です。

登録手続き完了後に、登録通知書を送付します。登録通知書には有効期間（5年間）が明記されていますので、有効期間満了後も川越市内で屋外広告業を営む場合は、有効期間満了の概ね1ヶ月前までに更新申請を行ってください。

（注）川越市に本登録後、埼玉県の登録を受けると、川越市の本登録は効力を失います。

2 埼玉県の登録を受けた方の特例（特例登録）

埼玉県の登録を受けた方が川越市内で屋外広告業を営む場合、県の登録業者であることを市長に届出すれば、市の登録業者とみなされ、川越市内で営業することができます。この場合、届出に関する手数料はありません。

3 業務主任者の選任について

屋外広告業者は、営業所ごとに、法令の規定の遵守や広告物の安全確保等に係る業務の総括に関することを営む業務主任者を選任しなければなりません。

【業務主任者の要件】

- ① 国土交通大臣の登録を受けた法人（登録試験機関）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し、必要な知識について行う試験に合格した者（屋外広告士）
- ② 屋外広告物講習会の課程を修了した者（他の自治体が行う講習会の修了者を含む。）
- ③ 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者は職業訓練を修了した者であって、広告美術仕上げに係る者

4 登録業者の業務

【標識の掲示】

営業所ごとに、氏名又は名称、登録番号などを記載した標識を掲げなければなりません。

【帳簿の備付け】

営業所ごとに、屋外広告業の営業に関する事項を記載した帳簿を備えなければなりません。

5 登録の取消し、営業停止命令（特例登録含む）

屋外広告業者が次のいずれかに該当するときは、登録を取消し、又は6ヶ月以内の期間を定めてその営業の全部または一部の停止を命ぜられることがあります。

- ① 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき
- ② 登録の拒否の要件に該当したとき
- ③ 変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- ④ 屋外広告物条例（他の自治体の屋外広告物条例も含む）又はこれに基づく処分に違反したとき

6 罰金・過料

登録を受けずに屋外広告業を営んだ者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

7 登録事項の変更・廃業届等（特例登録含む）

屋外広告業を廃止した場合や、次の事項に変更があった場合は届出が必要です。なお、特例登録の変更の場合、埼玉県において登録事項の変更手続きを行ったことがわかる書類の写しを添付する必要があります。

- ① 登録者の住所・氏名（法人にあつては、名称・代表者の氏名）
- ② 営業所の名称
- ③ 営業所の所在地（住居表示の変更を含む）
- ④ 屋外広告業を行う役員（特例登録においては代表役員のみ）
- ⑤ 業務主任者（注）業務主任者の要件を証する書面の写し及び住所がわかる書類（マイナンバーの記載がないもの）の写しを添付すること。

※その他、何らかの変更があった場合、届出が必要か不要か、都市景観課までお問い合わせください。

地区制度

屋上のネオンサインや道路沿いの野立看板など、屋外広告物は地域の景観に大きな影響を与えています。

川越市では、屋外広告物条例により、屋外広告物について必要最小限の規制をしていますが「地域の景観に調和した屋外広告物」の誘導のために、次の2つの地区制度があります。

1 景観保全型屋外広告物整備地区

良好な景観を保全するため屋外広告物の整備を図ることが特に必要な地域を指定して、整備に関する基本方針を定めます。その地域に適用される基準より厳しい基準で、景観に調和した屋外広告物を誘導する制度です。

2 屋外広告物協定地区

すぐれた景観を保全し、又はこれからすぐれた景観を形成するために、その地域の関係者が締結する自主的な協定を川越市が支援、助言する制度です。

その地域に適用される許可基準よりも緩和した内容の協定を締結することはできません。

※令和3年7月現在、指定された区域はありません。

その他の事項

1 安全性の確保義務

屋外広告物が強風等により倒壊や落下して通行人などに被害を与える事故が発生しています。事故を未然に防ぐためにも、屋外広告物は十分信頼のおける品質で、強度的にも余裕のある材料を用いて製作して下さい。

また、架構部材や取付部分などに腐食や変形がないかなどを定期的に点検し、事故を防止するために万全の注意を払ってください。

2 管理者制度

近年では、屋外広告物の大型化や都市の過密化などに伴い、屋外広告物による事故の可能性が大きくなっています。

このような背景から屋外広告物の適正な管理と安全性の向上を図るため、許可を受ける屋外広告物で上端の高さが地上から4メートルを越えるものを設置する場合には、屋外広告物の管理について専門知識を有する方に管理していただくことが義務づけられています。

許可更新をお知らせする通知は、申請者及び管理者にお送りしています。屋外広告物等点検結果確認書の項目に沿って安全管理を行ってください。

管理者は、次のいずれかの資格を有する者でなければなりません。

- ① 屋外広告業の登録をした者
- ② 本市が開催する屋外広告物の講習会を修了した者
- ③ 都道府県、指定都市又は他の中核市の開催する屋外広告物の講習会を修了した者
- ④ 屋外広告士資格審査・証明事業に基づく屋外広告士
- ⑤ 屋外広告物法に基づく登録試験機関が行った試験に合格した者
- ⑥ 職業能力開発促進法に基づく次に掲げる者
 - ア 広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許を受けた者
 - イ 広告美術仕上げに係る技能検定に合格した者
 - ウ 広告美術仕上げに係る職業訓練を修了した者
- ⑦ 市長が、講習会の修了者と同等以上の知識を有するものと認定した者

3 検査等

屋外広告物が適正に表示されているかを確認するため、表示者や設置者、管理者に必要な報告を求めたり、現地に立ち入り、出されている屋外広告物を検査する場合があります。

なお、敷地などに立ち入り、検査する場合には、身分証明書を提示します。

4 除却または滅失の届出

屋外広告物を表示する必要がなくなったときや許可期間を満了したとき、又は許可が取り消されたときには、5日以内にその屋外広告物を除却しなければなりません。

除却する屋外広告物が許可を受けたものであるときは、除却した旨を届け出なければなりません。

また、許可を受けた屋外広告物が滅失した場合は、滅失届けが必要です。

5 違反措置

屋外広告物条例に違反して出された屋外広告物については、その表示者や設置者、管理者に改修、移転、除却などの措置が命じられます。これに応じない場合は、強制的に除却することもあります。

また、許可の条件に違反したり、変更等の許可を受けずに変更したとき、あるいは虚偽の申請をして許可を受けたときなどは許可を取り消す場合があります。

6 罰則

屋外広告物条例に違反した場合は、罰金刑に処せられることがあります。

例示すると、

- 許可が必要な屋外広告物を無許可で出したとき
- 禁止地域や禁止物件に屋外広告物を出したとき
- 除却命令等に従わなかったとき
- 登録をしないで屋外広告業を営んだとき

などです。

— 発 行 —

川越市都市計画部都市景観課

〒350-8601 川越市元町1-3-1
TEL.049-224-8811(代表)
049-224-5961(直通)

令和3年7月